

事務連絡
令和2年5月14日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルスに感染した小児に係る医療提供体制に
関する報告依頼について

「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染防止拡大策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」（令和2年3月19日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け事務連絡）において、患者数が大幅に増えた時に備えた各地域の小児医療提供体制の整備を進めていただくようお願いしたところです。

また、「「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて」（令和2年4月23日付け事務連絡）において、子どもが濃厚接触者となった場合に、保護者の入院先の医療機関に、子どもの一時保護委託について相談することについてお示ししているところです。これらを踏まえ、下記のとおり、小児の医療提供体制に関する検討状況を御報告いただくようお願いいたします。

記

1 報告事項

- ① 「国内で患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の確保について」（令和2年3月6日付け事務連絡別添）に示している計算式で試算した
・ピーク時において1日あたり新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する小児患者数
・ピーク時において1日あたり新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な小児患者数
・ピーク時において1日あたり新型コロナウイルス感染症で重症者として治療が必要な小児患者数
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる小児の外来診療が可能な医療機関の選定状況
- ③ 入院を要する新型コロナウイルス感染症の小児患者を受け入れられる医療機関、及び小児の重点医療機関の選定状況
- ④ 小児の重症者を優先的に受け入れる医療機関の選定状況
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が疑われる小児の外来診療を原則として行わない医療機関の選定状況
- ⑥ 都道府県調整本部等における小児医療の専門家の参加状況
- ⑦ ⑦公表形式のシートに①～⑥の回答を数字で入力、あるいはプルダウンで入力してください。この様式で公表を検討しています。

※ 詳細は報告様式に従って御報告ください。

2 報告方法

別添の Excel ファイルの報告様式に従って御記入の上、御提出ください。

3 報告時期

5月15日（金）時点の検討状況を、5月21日（木）17時までに報告

4 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県がまとめて報告を行うこと。
- 報告時点で各報告事項についての結論が出ていない場合は、それぞれの検討状況を報告すること。

- 報告いただいたものを元に、各都道府県における取組状況について、厚生労働省から公表することが考えられること（医療機関名等の個別の情報は除く。）。
- ②「新型コロナウイルス感染症が疑われる小児の外来診療が可能な医療機関」とは、帰国者・接触者外来で成人及び小児の外来診療を行っている場合と、小児専門の医療機関を設定している場合がありますが、いずれの場合でも構いません。
- 「重点医療機関」とは「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」（令和2年3月26日事務連絡）で示している、新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れるため、病棟単位や医療機関単位で新型コロナウイルス感染症患者が入院する体制がとれる医療機関のことです。
- ⑤「新型コロナウイルス感染症が疑われる小児の外来診療を原則として行わない医療機関」とは、今後一般医療機関においても、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者の外来診療を行うこととなった場合に、例えば小児専門病院などで、新型コロナウイルス感染症以外の診療機能を保つために、新型コロナウイルス感染症と診断された入院患者は受け入れるが、新型コロナウイルス感染を疑う患者の外来診療は原則として行わない、などを指します。